

小名浜港三崎航路の航行について

平成30年12月13日
 福島県小名浜港湾建設事務所
 国土交通省小名浜港湾事務所
 福島海上保安部

1 三崎航路について

(1) 三崎航路の深浅測量結果について

福島県が平成29年1月深浅測量をした結果、水深-7m(喫水6.36mまで)を確保できる水域は右に示す深浅測量図のとおりとなっています。

(2) 航行を補助する標識の設置について

福島県では船舶交通を補助するため、簡易標識灯および仮設灯浮標(4秒1閃光)を設置しています。

2 三崎航路航行にあたっての注意事項

三崎航路は可航幅が狭く、特に大型船の行き会い航行は危険です。

航路利用にあたっては、操船者の責任において、海上衝突予防法、港則法を遵守するとともに見張りを適切に行い、航路内で行き会おうおそれがある船舶がないことを確認のうえ、安全に航行願います。

また、船舶交通の安全確保のため、下記についてご協力願います。

○小名浜港三崎航路航行にあたってのお願い

(1) 三崎航路の船舶交通に関して、福島県漁業無線局のご協力により、航行船舶情報の収集と、その提供をしていただきます。

100G/T以上の船舶は、航路を航行する場合、あらかじめ無線局へ自船の動静の情報を電話または無線で伝えるとともに、他船の情報を収集して安全航行に努めてください。

- ①連絡情報 : 船名、トン数、通航予定時間
- ②連絡時間 : 入港船は航路航行の1時間前、出港船は同じく30分前まで

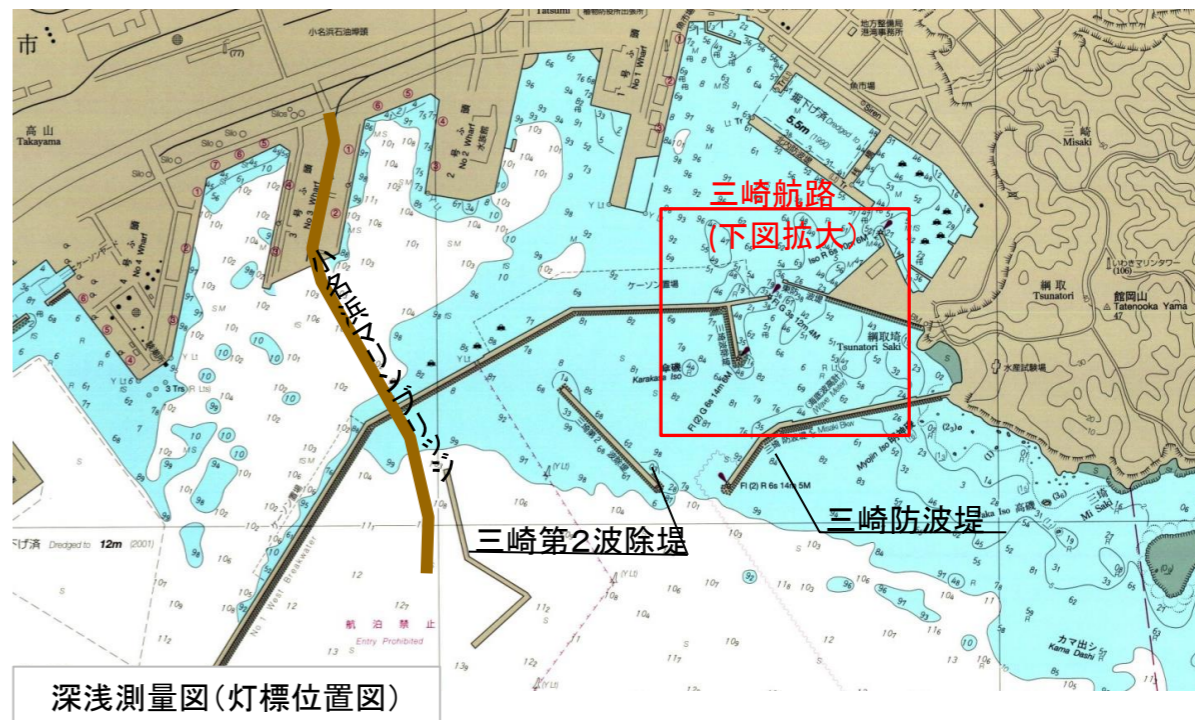
(2) 航路内での行き会いを避けるために、待避する場合は、三崎防波堤および三崎第2波除堤の外側で、港口を避けた位置としてください。

(3) 平成30年12月12日より当分の間、ご協力をお願いします。

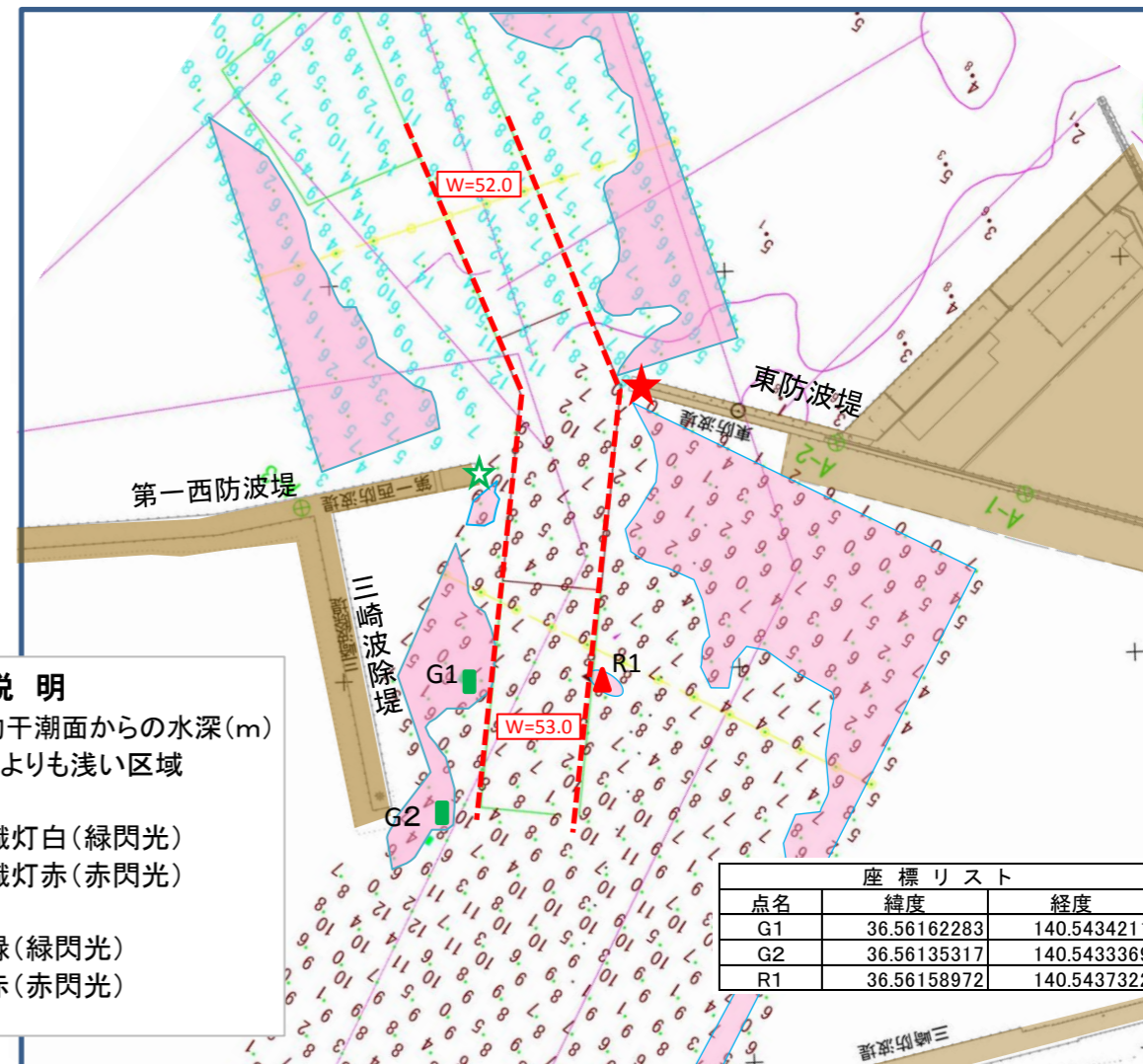
福島県漁業無線局 電話番号 0246-54-5235
 漁業無線周波数 J3E 2585kHz , J3E 2832kHz
 呼出符号 JFW
 呼出名称 いわきぎよぎょう

問合せ先 福島県小名浜港湾建設事務所 企画調査課 0246-53-7126
 国土交通省小名浜港湾事務所 工務課 0246-52-7104
 福島海上保安部 交通課 0246-54-3450

三崎航路の位置図



深浅測量図(灯標位置図)



説明

数字 : 朔望平均干潮面からの水深(m)
 [Pink Box] : 水深7mよりも浅い区域

★ : 簡易標識灯白(緑閃光)
 ★ : 簡易標識灯赤(赤閃光)

■ : 灯浮標緑(緑閃光)
 ▲ : 灯浮標赤(赤閃光)

座標リスト		
点名	緯度	経度
G1	36.56162283	140.5434211
G2	36.56135317	140.5433369
R1	36.56158972	140.5437322